

平成29年第4回（8月）臨時会

西伊豆町議会会議録

平成29年8月18日 開会

平成29年8月18日 閉会

西伊豆町議会

平成29年第4回(8月)西伊豆町臨時会会議録目次

招集告示.....	1
応招議員.....	2
第 1 号 (8月18日)	
議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	4
職務のため出席した者.....	4
開会宣告.....	5
開議宣告.....	5
議事日程説明.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	6
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
閉会宣告.....	16
署名議員.....	17

西伊豆町告示第68号

平成29年第4回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年8月7日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

記

1 期 日 平成29年8月18日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

(1) 平成29年度防災・安全対策事業 (町) 浦上八木線改修工事請負契約の
締結について

(2) 平成29年度 西伊豆町一般会計補正予算(第3号)

応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1番	堤	豊	君	2番	山	本	洋	志	君		
3番	山	本	智	之	君	4番	芹	澤	孝	君	
5番	高	橋	敬	治	君	6番	加	藤	勇	君	
7番	山	田	厚	司	君	8番	西	島	繁	樹	君
9番	堤	和	夫	君	10番	山	本	榮	君		
11番	増	山	勇	君							

不応招議員（なし）

平成29年第4回(5月)西伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成29年8月18日(金)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第32号 平成29年度 防災・安全対策事業(町)浦上八木線改修工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第33号 平成29年度 西伊豆町一般会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	堤	豊	君	2番	山	本	洋	志	君		
3番	山	本	智	之	君	4番	芹	澤	孝	君	
5番	高	橋	敬	治	君	6番	加	藤	勇	君	
7番	山	田	厚	司	君	8番	西	島	繁	樹	君
9番	堤	和	夫	君	10番	山	本	榮	君		
11番	増	山	勇	君							

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	椿 隆 史 君
総務課長	佐久間 明 成 君	産業建設課長	村松 圭 吾 君

職務のため出席した者

議会事務局長	藤井 貞 代	書記	山本 直 輝
--------	--------	----	--------

平成29年第4回(8月)臨時町議会

(第1日 8月18日)

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回西伊豆町議会臨時会を開会します。

開議宣告

議長（高橋敬治君） ただちに本日の会議を開きます。

申し上げます。本会期中、暑いようでしたら上着を外して結構です。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よくおこなってください。

また、発言されるかたは、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

議事日程説明

議長（高橋敬治君） 本日の議事日程及び本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（高橋敬治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

11番 増山 勇 君

1番 堤 豊 君を指名します。

会期の決定

議長（高橋敬治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに、異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第3、議案第32号 平成29年度防災・安全対策事業（町）浦上八木線改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長

町長（星野浄晋君） おはようございます。

議案第32号 平成29年度防災・安全交付金事業（町）浦上八木線改修工事請負契約の締結について。

平成29年8月3日指名競争入札に付した、平成29年度防災・安全交付金事業（町）浦上八木線改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成29年度防災・安全交付金事業
（町）浦上八木線改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金 7,236万円
- 4 契約の相手方 賀茂郡松崎町那賀22番地の1
花菱建設株式会社 伊豆支店
支店長 山地 清志

平成29年8月18日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

産業建設課長（村松圭吾君） それでは、説明させていただきます。

議案 1 ページをおめくりください。

議案第 32 号の説明調書です。平成 29 年度防災・安全交付金事業（町）浦上八木線改修工事請負契約の締結についてです。

1、工事の概要

1 工区 施工延長 L = 313.0 メートル、アスファルト舗装工 A = 1,799 平方メートル、プレキャスト擁壁工 L = 95.0 メートル。

2 工区 施行延長 L = 621.0 メートル、アスファルト舗装工 A = 355.7 平方メートル、あ、3,557 平方メートル。

2、工期

議会の議決の翌日から平成 29 年 12 月 22 日まで。

もう 1 枚おめくりください。

資料としまして、工事範囲の、建設工事請負契約書のコピーを添付してございます。

もう 1 枚おめくりください。

こちらが資料としまして、工事範囲の図面を添付させていただいております。当該路線の改修工事につきましては、交付金で不足する分を町の単独費を導入しまして、単年度で完成させるため、交付金充当区間と町費の単独工区の 2 区間としております。浦上から坂本に向かいます、天坂のバス停の手前までを、町単独の 1 工区、ここから坂本の国道接続までを交付金充当の 2 工区としております。

下段の標準断面図の右側、A-A' 断面及び真ん中、B-B' 断面をご覧ください。全体の主要工事工種は舗装工ですが、1 工区につきましては、ガードレールの交換や設置、また浦上から天坂バス停間に設置してあります、既設のコンクリート壁を取り壊しまして、プレキャストの擁壁、これがガードレールの基礎になりますが、これを施工します、2 工区につきましては、舗装工事のみとなっております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑をおこないます。

質疑ありませんか。

10番、山本榮君。

10番(山本 榮君) 10番。今、説明を受けて、少し理解できなかったのか、聞き漏らしたのか、少し確認したいのですけれども、第1工区のコンクリート壁を取って直すと、いう説明があったと思うのだけれども、その区間が、どっからどこなのか、もう少しもう一度説明してください。

議長(高橋敬治君) 産業建設課長。

産業建設課長(村松圭吾君) はい、場所からいきますと、こちらから、浦上から坂本に向かいます。浦上のバス停のどんだんやを過ぎたところから、海側のところにコンクリートの壁がずっと、天坂バス停の手前までは来ておると思います。ただ、天坂のバス停よりももう少し、浦上側の部分の古いコンクリートの擁壁がありますので、それを取り壊しまして、そこにガードレールを設置するような工事予定であります。バス停、ですから浦上のバス停の先から天坂のバス停の手前までということになります。

議長(高橋敬治君) いいですか。他に。

3番、山本智之君。

3番(山本智之君) 3番。1工区が町単ということで、2工区が交付金工事ということで、交付金工事のほうが、倍近くメーター数、平米数もあるのですけれども、まず交付金の充当率と金額を教えてくださいたいのと、あと工事をやる段についてですね、全面的に着工するのか、工区別に1工区ずつ仕上げて施工していくのか、そのへんところのご説明をお願いいたします。

議長(高橋敬治君) 産業建設課長。

産業建設課長(村松圭吾君) 交付金の額ですけれども、交付金のほうが、2工区4,013万4,960円の工事費に対しまして、交付金が2,042万4千円、交付率でいくと58.89パーセントになります。工事の施工方法等につきましては、これから細かくは請負業者のほうと、打ち合わせをしてくようになりますけれども、全面ということではなくて、当然、その工事期間は、全面通行止めを予定しておりますので、町道の宮川線、1号線、また臨港線を迂回路として、うまく使えるようなかたちで、何工区かに分けた中での施工を考えてはおります。

議長(高橋敬治君) 他にございませんか。

7番、山田厚司君。

7番(山田厚司君) 今、課長の説明の中で、全面通行止めをして対応してくという話で、この指名業者ですね、前回、田子の地区を担当した時も、やはり、24時間通行止めというこ

とで、ここの2工区のところにも、かなり、いろいろな商店なり、金融、農協さんがあり、いろいろなものがあると思うのですけれども、そのこと、例えば、全面通行止めとなる、する期間、あるいは全面通行止めで、今はないよというような期間のしっかりとした、利用者に明らかにわかるような、明確な表示っていうものも必要だと思うのですけれども、そのへんところについてはどうふうに考えておりますか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 先ほど、課長が答弁しましたように、工区としては2工区に分かれておりますけれども、1度に、あそこの、五洋建設の看板というか、小屋のところから、坂本のところまでを止めるわけではなくて、この2工区を、さらに細かく分けて、今ここを施工している工事期間中は、この道は通れません、ただ、他の施行されていないところは、手がついていけませんので通れますと、というようなことで、細かく、これから業者と話をつめていきます。話をつめた上で、当然、回覧版などで地区の住民の皆さんにはお知らせをして、通れる期間、通れない期間をはっきりとさせながら、なるべく商店や地元のかたにご迷惑のわからないようなかたちで、工事を進めるように指示はしてございますので、よろしくお願います。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

6番、加藤勇君。

6番（加藤 勇君） 6番、加藤。工法の関係でお聞きいたします。地図の中で、C-C断面ですけども、細かくて少しわかりにくいものだけでも、舗装厚が5センチで、下層路盤と上層路盤ですか、10センチ10センチということだと思います。ここは、従前の採石業者の運搬路になっていた関係で、相当に荒れておるのが現状だと思います。今後も、あそこが積み出しに使われるとなると、また、こういう状況が起きるのかなあというような気がするのですが、そのへんの対応はなんか考えておられますか。

議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

産業建設課長（村松圭吾君） 今回の、舗装厚のほうの設計は、C B R調査にもとづいて、標準的な、調査の結果を標準断面として作成して、設計しております。そのようなご意見というのもありましたということで、今後少し、そのへんを考慮しまして、舗装厚の変更等も視野に入れながら、少し、実際の現場のほうには、少し考えたいとは思っております。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

4番、芹澤孝君。

4番(芹澤 孝君) 今おっしゃいたことは、何か、厚みの説明してるのだと思うのだけれど、この厚みというのは、どれぐらいの耐圧を想定して、それでまた耐圧に対して、安全率をどれぐらいとって、その安全率は、法規で決められているのか。お願いします。

議長(高橋敬治君) 産業建設課長。

産業建設課長(村松圭吾君) 細かな数字っていうものはないのですけれども、事前調査で、ボーリングで、厚さ、土壌の調査をしたのと、基本的には、交通量ですね、幅員とか、それに見合った、一日の交通量で、舗装厚等は算出しております。

議長(高橋敬治君) 4番、芹澤孝君。

4番(芹澤 孝君) では、舗装の厚みを決める時の、安全率は、法規で決まってるわけ。

議長(高橋敬治君) 産業建設課長。

産業建設課長(村松圭吾君) 工事の標準設計の標準がありますので、その中でうたわれております。

議長(高橋敬治君) 他にございませんか。

〔発言する人なし〕

議長(高橋敬治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(高橋敬治君) 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(高橋敬治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を採決します。

議案第32号 平成29年度防災・安全対策事業(町)浦上八木線改修工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長(高橋敬治君) 挙手全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第 33 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第 4、議案第 33 号 平成 29 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 議案第 33 号 平成 29 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 3 号）。

平成 29 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,400 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 56 億 2,000 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 8 月 18 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） それでは、議案第 33 号一般会計補正予算第 3 号について説明申し上げます。

今回の補正は、主に、祢宜畑倉見線災害復旧工事にともなう追加査定の工事費等の増加が認められたものです。内容的には、10 款の災害復旧費の増額のみで、財源としましては、国庫補助金と繰入金を充てるものであります。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款、項、補正額、計の順で朗読いたします。

13 款国庫支出金 378 万円、3 億 2,544 万 3 千円。2 項国庫補助金 378 万円、1 億 4,589 万 1 千円。

17 款繰入金 1 項繰入金ともに 1,022 万、7 億 9,604 万 8 千円。

歳入合計 1,400 万を追加して、56 億 2 千万円としたいものです。

次に歳出です。

10 款災害復旧費 1,400 万、3,900 万、900 万、6 千円。2 項農林水産業施設災害復旧費、1,400 万、1,900、3 千円。1,900 万 3 千円。

歳出合計 1,400 万円を追加して、56 億 2 千万円としたいものです。

3 ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括 歳入です。先ほどの第 1 表 歳入歳出予算補正と同様ですので、省略させていただきます。

次に、歳出です。これについても、第 1 表 歳入歳出予算補正と同様ですので、補正額の財源内訳を説明させていただきます。

10 款災害復旧費および歳出合計 1,400 万円の内訳は、国県支出金 378 万円、一般財源 1,022 万円です。

4 ページをお願いいたします。

2 歳入です。

13 款国庫支出金、2 項国庫補助金は、農林水産業施設災害復旧費補助金として 378 万円。

17 款繰入金 1 項繰入金は、財政調整基金繰入金として 1,022 万円を予定しております。

3 歳出です。

10 款災害復旧費 2 項農林水産業施設災害復旧費 15 節工事請負費で、町単独林道、失礼しました、町単独林業施設災害復旧工事 1,000 万円、林道祢宜畑倉見線災害復旧工事に 400 万円を予定しております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

議長（高橋敬治君） 6 番、加藤勇君。

6 番（加藤 勇君） 6 番、加藤。4 ページの 15 節についてお伺いします。単独の工事、災害復旧工事で 1,000 万が、計上されているわけですがけれども、1,000 万というと、なかなか大きい金額、単独工事としても思うわけですが、この災害普及の絡みだとは思いますが、どのような工事なのか、その内容についてお聞きします。

議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

産業建設課長（村松圭吾君） 当工事は、もともと災害の査定を受けまして、去年施行を始めたのですが、林道の道路、谷川の部分の、擁壁の設置箇所の地盤が悪く、床掘しても、すぐに、崩れるとか、場所によってはクラックが入って、施工に時間がかかっておったとこです。また、このような地盤のために、深度を深くしなければならないもので、その基礎地盤にあたるところまで深くするというので、7月に災害残調査で、国の調査官が査定にきまして、その説明をして、それに関する、増額というのは、認めていただいたのですが、付帯工事、例えば、掘削断面が深くなったもので、道路の舗装を切る部分も、多くはなったのですけれども、私どものほうとしては、全面復旧を要望したのですが、あくまでも、影響幅だと、3メートルで、そのうち、影響幅が、2メートルだ、1メートル残ったとしても、実際の施工としては、それを全部、町としては、はがして、施工するのですけれども、その部分の舗装の復旧は、みてもらえないということで、その部分での、舗装の面積、アスファルト舗装の費用、また、擁壁のほうは、当初査定で延長が決められておりましたので、現道への擦り付けとかは、どうしても付帯工事は、町の単費でみられざるを得ないところがありまして、現場合合わせのところもあるのですけれども、その擦り合わせ部分のコンクリート量の増、一番大きいのが、道路の山側に今、以前災害でつくった、山留めの壁があるかと思えます。そこから20メートルぐらい下に、道路がありまして、今、その道路のところ、土砂の堆積のスペースを確保して、林道がすぐ被災しないように、コンクリートの道路側に、壁が擁壁が、建っておりますけれども、この山留めの擁壁から、この道路側の壁のあいだの間の、流れてくる、土砂等をせき止める、壁をつくったのですけれども、その流路の床版にあたりますところなのですけれども、ここに、巨石をはる工法を申請しておりました。この巨石に対しましては、現場で、石を利用する設計でしたけれども、実際に現場でそれに見合う、50から200、300キロっていう設定なのですけれども、その見合う石がなかなか見つからないと、現場の石はあくまでも、採取するということであると、破碎をする、加工しなければ、ならないので、そうなるとその加工賃が、出てしまうということで、どうしても巨石に関しては、やはり、購入せざるを得ないと、ただ、購入を今回、査定のほうに申請しましたけれども、当初、現場で採取できるという判断しているのだから、それは、査定、工事の災害事業としては認めないよということですので、その部分に関して、約210万ぐらいなのですが、石の購入のほうを単独でみなければならなくなったということ、あと水路の工事に関しましては、当初やはり、水換えもいらなくて、普通にやれるという判断をしていたのですが、実際にけ

っこう水が出るもので、ポンプを使った水の出し入れをしながらの工事が必要になって、水換工事を、申請したのですが、それも、当初いらないでできるという判断の中での、査定を受けているので、それも単独でということだということで、そういったものが、約100万ぐらいというところで、工事費が約1,000万円、直工で500、600万くらいになりまして、諸経費入れると1,000万ぐらいの工事費になったということでもあります。

〔発言する人あり〕

産業建設課長（村松圭吾君） すいません、工事箇所に関しては、祢宜畑の工事の1と2両方ありまけど、それぞれ両方に土留めの壁、流路ありますので、それぞれ同じような、延長は違いますけれども、2工区分になっております。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

10番、山本榮君。

10番（山本 榮君） 今の説明箇所ですが、この予算書には、林道施設災害復旧工事、この、施設という言葉が使っているのだけれど、ようは簡単に言うと、道路の壁の工事でしょうけれども、そういう工事費でなくて、施設の修繕、工事という、その表現が、何か、物が、施設がそこにあるわけですか。その工事になるのか、それとも単なる道路工事の表現なのかそのへんいかがですか。

議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

産業建設課長（村松圭吾君） 林道も、とりあえず、道路施設と考えなっていたらと思います。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

3番、山本智之君。

3番（山本智之君） 今回の工事は、災害復旧の工事ということで、これは1日でも早くやらなければならない工事だということは理解できました。ただ、やはり先ほど、加藤議員がおっしゃったように、繰入分が少し多いのではないかと、それは、やはりもともとの設計の段階で、さきほど、課長が説明されたみたいに、見込み違いというのがあったのだらうと思うのですが、まあ、今後の課題として、もう少し、補助金の対象になるような方法での設計というのをしていっていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

産業建設課長（村松圭吾君） 災害は測量から設計までどうしても時間がないもので、例えば試掘とか、土質調査に要する時間というのは、なかなか無いのが現状であります。どうし

ても、そうなると、標準的な設計、あくまでもマニュアルどおりの設計が、基本になってしまふところあるのですが、そうはいつでも、できるだけ、時間をさいて、できるだけ精査した設計を心掛けたいとは思っております。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

9番、堤和夫君。

9番（堤 和夫君） 失礼しました。10番、榮議員の質問で、ここ、林業施設災害復旧費というのは、林業施設も道路と考えてくださいよって、今答弁なされたのですけれども、道路を林業施設というのは、本当にそれでよろしいのですか、少し、よく確認をお願いします。

議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

産業建設課長（村松圭吾君） 林業は、林道、治山含めて、すべて林業という認識でいただければと思います。

議長（高橋敬治君） どうでしょう。わかりました。9番堤和夫君

9番（堤 和夫君） 間違いはないんだったら。

議長（高橋敬治君） はい。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 他にありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を採決します。

議案第33号 平成29年度西伊豆町一般会計補正予算(第3号) 原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

閉会宣言

議長（高橋敬治君） 以上で本日の日程は全部終了し、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これにて、平成 29 年第 4 回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

みなさん、ご苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 01 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員